

○上里町情報セキュリティ基本方針に関する規則

平成29年3月24日規則第6号

改正

令和2年3月30日規則第7号

令和2年4月1日規則第19号

令和5年1月1日規則第1号

令和7年4月1日規則第7号

上里町情報セキュリティ基本方針に関する規則

上里町情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成16年上里町規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則（以下「基本方針」という。）は、上里町（以下「町」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本的な方針について総合的かつ体系的に定めることにより、住民の財産及び個人情報等の保護並びに安定的な行政事務の運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 機密性 情報にアクセスすることを認可された者だけが、情報にアクセスできる状態を確実にすることをいう。
- (3) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (4) 可用性 情報にアクセスすることを認可された者が、必要となときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確実にすることをいう。
- (5) 情報 職員等が職務上作成し、又は取得した全ての文書等のうち電磁的に記録されたもの及び電磁的記録の出力に用いる紙等の有体物
- (6) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができ、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法人その他の団体の事業情報に含まれるその役員に関する

情報

イ 事業を営む個人に関する情報に含まれる当該事業に関する情報

- (7) ネットワーク 通信を行うために用いられる通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (8) 記録媒体 情報を記録するために用いる電磁的記録媒体をいう。
- (9) 情報システム ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成された情報処理を行う仕組み及びこれらの仕組みを開発、運用及び保守するために作成された資料等をいう。
- (10) 情報資産 情報及び情報システムの総称をいう。ただし、上里町教育委員会（以下「教育委員会」という。）において教育のために用いるものを除く。
- (11) 職員等 町長、副町長及び会計管理者、教育長並びに町長部局、公営企業、議会事務局及び行政委員会の常勤職員及び非常勤職員をいう。
- (12) 外部委託事業者 町の情報資産に関連する開発、導入及び保守等の委託を受けた全ての事業者等をいう。
- (13) 情報セキュリティインシデント 不正プログラム、不正アクセス等、情報セキュリティに関する事故、事件をいう。
- (14) マイナンバー利用事務系 個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。
- (15) L G W A N接続系 人事給与、財務会計及び文書管理等 L G W A Nに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (16) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

（適用範囲）

第3条 基本方針が適用される行政機関及び情報資産の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行政機関の範囲は、町の町長部局、公営企業、議会事務局及び行政委員会とする。
- (2) 情報資産の範囲は、次に掲げるとおりとする。

ア ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、端末等、記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報、又はこれらを印刷したもの

ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(対象とする脅威)

第4条 町が情報資産に対する脅威として想定し、情報セキュリティ対策を実施する脅威は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 不正プログラム、不正アクセス、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的
要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要因不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(職員等の遵守義務)

第5条 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。

(情報システムの監視等)

第6条 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずるものとする。

2 情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施

する。

(組織及び体制)

第8条 町における情報セキュリティ対策は、全庁的な組織及び体制のもとに行うものとする。

(情報の分類及び管理)

第9条 町において取扱う情報について、重要な情報を重点管理するため、重要性に応じた情報分類の定義を行い、情報の管理責任及び管理方法を明確にする。

(情報システム全体の強靱性の向上)

第10条 情報システム全体に対し、次の各号に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- (2) LGWAN接続事務系においては、LGWANと接続する業務システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- (3) インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(人的セキュリティ)

第11条 情報セキュリティに関する役割及び責任を明確化し、職員等に基本方針、対策基準及び実施手順の内容を周知徹底するため、研修等の必要な対策を講ずるものとする。

(物理的セキュリティ)

第12条 情報システムの設置場所について、不正な立入り、損傷及び妨害から情報資産を適切に保護するため、入退室管理等の物理的な対策を講ずるものとする。

(技術的対策及び運用管理)

第13条 情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の必要な対策を講ずるものとする。

(情報資産に対する脅威への対策)

第14条 情報資産への脅威から情報資産を適切に保護するため、また、自らが加害者にならないために必要な対策を講ずるものとする。

(記録媒体の取扱い及び管理)

第15条 情報システムにおける記録媒体について、適切な取扱い及び管理等に必要な対策を講ずるものとする。

(情報システムの開発、導入及び保守)

第16条 情報システムの開発、導入及び保守においては、情報資産を適切に保護するために必要な対策を講ずるものとする。

(業務委託とクラウドサービスの利用)

第17条 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずるものとする。

2 クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講ずるものとする。

3 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービス運用手順を定める等必要な対策を講ずるものとする。

(情報セキュリティインシデントへの対応)

第18条 情報セキュリティに関する事案が発生した場合の対応をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティに関する事案発生時は、定められた対応を迅速かつ円滑に実施し、その影響を最小限にするとともに、再発防止のために必要な対策を講ずるものとする。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第19条 第6条から前条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。ただし、町長部局が整備するネットワークと論理的または物理的に分離されているネットワークについては、当該ネットワークを所管する行政機関が、個別に対策基準を検討するものとする。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第20条 情報セキュリティ手順に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより

本町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(違反への対応)

第21条 職員等が基本方針及び対策基準に違反した場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、懲戒処分等の対象とする。

(評価及び見直し)

第22条 新たな脅威等を踏まえ、情報セキュリティ監査の実施等により定期的に基本方針、対策基準及び実施手順の評価を行い、その見直しを実施する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年1月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。